

登米市設計違算に関する事務取扱要領

令和4年7月27日

告示第165号

(趣旨)

第1条 この要領は、設計違算が判明した場合における、市が実施する競争入札の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「設計違算」とは、単価の適用誤り、数量及び費用の計上誤り等の理由による設計金額の違算をいう。

(開札前の対応)

第3条 入札の公告又は指名通知の後、開札前において設計違算があることが判明した場合は、入札を中止し、入札を中止する旨の公告又は入札中止通知書(様式第1号)により、入札参加者に通知するものとする。ただし、当該入札が登米市電子入札実施要領(平成26年登米市告示第21号)第3条の電子入札の対象(以下「電子入札の対象」という。)である場合は、当該通知を電子入札システムにより行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、当該入札に係る質問に対する回答(以下「質問回答書」という。)の回答期日前にあっては、設計違算を訂正し、質問回答書の回答期日までに訂正内容等を入札参加者又は入札参加希望者に周知することにより、入札を継続することができるものとする。

(落札決定前の対応)

第4条 開札以後、落札決定前において設計違算があることが判明した場合は、入札を取り消し、入札取消通知書(様式第2号)により、入札参加者に通知するものとする。ただし、当該入札が電子入札の対象である場合は、当該通知を電子入札システムにより行うことができる。

(契約締結前の対応)

第5条 落札者決定以後、契約締結前において設計違算があることが判明した場合は、入札及び落札決定を取り消すものとする。この場合において、入札参加者にあっては入札取消通知書(様式第2号)、落札決定者にあっては落札決定取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(契約締結後の対応)

第6条 契約締結以後に設計違算があることが判明した場合は、次に掲げる事項を総合的に勘案し、契約を継続するか又は相手方に契約解除に向けた協議を申し入れるかを決定するものとする。

- (1) 当該契約の進捗状況
- (2) 当該設計違算の内容

(3) 契約を解除した場合に市が支払うべき損害賠償金の額

(4) 契約を継続又は解除することにより、市の業務又は市民に与える影響

2 前項の規定により契約を継続する場合は、訂正した設計金額に落札率を乗じて得た金額で変更契約を締結するものとする。

(公表)

第7条 第5条の規定により落札決定を取り消した場合又は前条第1項の協議により契約を解除した場合は、速やかに報道機関へ情報提供を行うとともに、重大な事案と判断される場合については議会へ報告するものとする。

(準用)

第8条 第3条から前条までの規定は、予定価格、最低制限価格、調査基準価格、失格基準価格等の設定の誤りについて準用する。

附 則

この告示は、令和4年8月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

登米市長



入 札 中 止 通 知 書

下記の案件に係る競争入札について、当該入札執行を中止したので通知します。

記

- 1 入札執行日
- 2 案 件 名
- 3 中止の理由

様式第2号（第4条、第5条関係）

第 号
年 月 日

様

登米市長



入 札 取 消 通 知 書

下記の案件に係る競争入札について、当該入札執行を取り消したので通知します。

記

- 1 開 札 日
- 2 案 件 名
- 3 取消しの理由

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

登米市長



落札決定取消通知書

下記の案件に係る競争入札について、当該入札執行及び落札決定を取り消したので通知します。

記

- 1 工事（委託）番号
- 2 工事（委託）名
- 3 開 札 日
- 4 取消しの理由